

富士吉田市農業委員会 令和5年10月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年10月30日（月）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 無し

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について
第二 会期の決定について
第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長	渡辺孝広
事務局次長	木勢美妃
会計年度任用職員	網倉郷美

7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 10 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 10 番 權正 常夫 委員、第 11 番 羽田 善行 委員
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 04 分休憩）

（午後 2 時 07 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第 1 号 第 1 委員会の 1 件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の11号につきまして、譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の11号の申請地は、樂々堂整形外科の南東、約80mに位置しております。申請地は譲受人の自宅に比較的近く、耕作も容易であります。この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の12号につきましては、譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後10月23日に申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の12号の申請地は、大明見の明見温泉の東、約70mに位置しています。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、耕作も容易であります。この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の9号につきましては、8月の総会において競売買受適格証明を承認した案件であります。この度、競売が実施されたことに伴い、最高価格買受申出人から3条本申請があったものです。今回は、事情聴取等については割愛させていただきました。

また、競売買受適格証明の承認の際に、既に実質的な資格審査を行っており、その後特段の事情変更等は、認められませんので、本申請は許可すべきものと考えます。

次に、受理番号3の10号につきましては、譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の10号の申請地は、明見小学校の北、約90mに位置しています。申請地は譲受人の自宅に隣接し、耕作も容易であるため、この権利移動については、許可

相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第1号の農地法第3条許可申請の4件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の15号につきましては、申請地を自己の住宅及び親族の事務所として利用している追認案件であります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

次に、受理番号4の16号につきましては、申請地を貸駐車場用地として利用している追認案件であります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

続きまして、受理番号4の17号につきましては、申請地を駐車場用地として貸している追認案件であります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の15号の申請地は、芙蓉実業株式会社の西、約80メートルに位置しております。始末書によりますと、亡き父親が約45年前に住宅を建築したものであり、申請者においては土地の登記地目が畑になっていることを知らずに居住していたものです。必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。

次に、受理番号4の16号の申請地は、同じく芙蓉実業株式会社の南西、約70メートルに位置しております。始末書によりますと、平成5年頃より貸駐車場として利用

していたそうです。必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。

次いで、受理番号4の17号の申請地は、樂々堂整形外科の南東、約60メートルに位置しております。始末書によりますと、平成17年より申請者の亡き父が駐車場として賃貸していたそうです。必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請5件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第1委員会の5件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の30号につきましては、父が息子夫婦に申請地を貸し付け、住宅を建築するものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の32号につきましては、母から息子に申請地を貸し付け、住宅を建築するものです。傾斜地にあるため北東方向に法面が形成され、実利用面積は登記簿面積よりも小さくなります。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の37号につきましては、申請地を駐車場として貸し付けていた追認案件です。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

受理番号5の38号につきましては、申請地を住宅の進入路として利用していた追認案件であります。用途地域内の第3種農地に相当する土地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

最後に、受理番号5の40号につきましては、申請地を借受人の妻の祖父から借り受け、併用住宅を建築するものであります。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の30号の申請地は、海の家西側に隣接しております。使用貸借により父親の土地に息子夫婦が専用住宅を建築するものであり、必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の32号の申請地は、丸本株式会社の南東、約170mに位置しております。母親の土地に息子が専用住宅を建築するもので、必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の37号の申請地は、樂々堂整形外科から南東、約60mに位置しております。申請者の亡き父が甥に貸していた駐車場の所有権を移転するものです。必要書類もそろっており、特に問題なく、許可相当と考えます。

受理番号5の38号の申請地は、いちやまマート城山店から富士見バイパスを挟んだ南西、約230mに位置しております。申請者が亡き父の土地建物を相続したところ、叔父より借用している住宅への進入路が農地のままであることが判明したものです。必要書類もそろっており、特に問題なく、許可相当と考えます。

最後に、受理番号5の40号の申請地は、松山の市立第4保育園の北、約110mに位置しております。使用貸借により申請人の妻の祖父から土地を借り受け、美容院兼住宅を建築するものであります。必要書類もそろっており、特に問題なく、許可相当と考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 梶原 久 推進委員

受理番号5の37号ですが、これはとりあえず4条で処理するものではないのですか。いきなり5条で処理するのですか。

○ 事務局

権利の移転がありますので、5条での申請にあたります。

○ 梶原 久 推進委員

追認でなければいいんですが、これは追認ですよ。明らかに違法なことをやっているんですよ。それにもかかわらず5条で権利移転と農転をやっちゃっていいんですか。本来的には、4条で追認をして、5条で移転するのが順序ではないですか。

○ 事務局

4条で追認をしてしまえば、農地ではなくなりますので、5条の許可は不要になり、一般の宅地の売買となります。

また、4条か5条かは、権利の設定・移転を伴うか伴わないかの問題でありまして、4条の追認的許可は可能だが、5条の追認的許可はできないというものではありません。

○ 梶原 久 推進委員

4条で追認をきれいにしてから移転すべきではないのですか。

○ 小俣 創 職務代理

この5条ですが、先の4の17号とピッタリとついていて、こっちと一緒にやるのも手だとは思いますが、この場所については、3条があつて4条があつて5条があるということで、このような処理になってしまったと思うんですが。

○ 梶原 久 推進委員

まあ、しょうがないですね。

○ 議長（会長）

他に質疑ありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これより、第1委員会の5件について採決いたします。第1委員会の5件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の34号につきましては、譲受人が申請地を住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の39号につきましては、譲受人が申請地を宅地分譲用地とするもので、1,000㎡以上ありますので県の諮問案件となります。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の34号の申請地は、山日YBS富士吉田支社の南西、約70mに位置しております。譲受人の配偶者所有に係る専用住宅を建築する計画です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の39号の申請地は、旧吉田精工株式会社の南、約100mに位置しており

ます。譲受人は宅地建物取引業者であり譲り受けた申請地に6区画の分譲地を造成する計画です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の31号の申請地につきましては、駐車場・資材置場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

次に受理番号5の33号の申請地につきましては、賃貸住宅1棟を建築する予定であります。用途地域外の第2種農地ですが、住宅が連坦している地域であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の31号の申請地は、旭町のゴルフ練習場の東、約110mに位置しており、譲受人の事業用駐車場及び資材置場として利用する計画です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の33号の申請地は、旭町の鈴木内科クリニックの北西、約130mに位置しております。木造2階建ての賃貸住宅1棟を建築する計画です。特に問題はなく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 梶原 久 推進委員

この前、農地パトロールをしておりまして、資材置場という名目で許可を取ったところがあるんですが、そこが分譲住宅になっているんですね。露天駐車場とか資材置き場で許可を取って2・3年で分譲住宅になってしまうのがあるんですが、こういうのはどうしたらいいのかな。皆さんで審議した方がいいのでは。

○ 事務局

事務局から説明させていただきますが、こちらにつきましては旭町のゴルフの打ちっ放しの近所でありまして、3段くらいの傾斜地でありまして、分譲住宅にすればできるでしょうが、かなり高いブロック積みを入れなければならず、相当お金がかかってしまうようなところです。また、こちらの譲受人につきましては、市内で設備業を営んでいる方でありまして、実際に建設機械等を持っており、今借りている場所が借りられなくなるため、困ってこちらの場所を見つけて購入したということでありまして、このような状況からすれば、分譲住宅にするような事案ではないと判断されると思います。

○ 梶原 久 推進委員

まあ、そのような事案があったということなんですよ。資材置場ということで農転したのに、2年くらいで9区画に分譲されたところがあったんですよ。こういうのは良くないですよ。注意してください。

○ 議長（会長）

じゃあよろしいですか。他に質疑ありませんか、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の35号の申請地につきましては、賃借人が事業用駐車場用地とするものです。農振農用地エリアにあたりますが、現在除外手続き中であり、農振法第11条の規定による公告は完了しておりますので、農地転用許可申請が可能な状態となっております。用途地域外の第2種農地に相当しますが、住宅や工場などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

次に受理番号5の41号の申請地につきましては、住宅用地として利用している追認案件であります。この案件につきましては、隣接地について本日の総会に第3条の

許可申請が出されております。この申請地は用途地域外の第2種農地に相当する土地であります。住宅が連坦している地域であり、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。10月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の35号の申請地は、富士実装株式会社の東に隣接しております。工場増設にあたって既存の駐車場を利用するため、足りなくなった駐車場を確保するもので、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の41号の申請地は、大明見の明見温泉の東、約70mに位置しています。始末書等必要書類もそろっており、特に問題もないため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件についてであります、

ここで 宮下 師貴 君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（宮下 師貴 委員 退席）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の36号の申請地は農振農用地エリアにあたりますが、現

在除外手続き中であり、農振法第 11 条の規定による公告は完了しておりますので、農地転用許可申請が可能な状態となっております。用途地域外の第 2 種農地ですが、住宅が連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 5 委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 5 委員会委員長（羽田 善行 君）

第 5 委員会から報告いたします。10 月 23 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号 5 の 36 号の申請地は、株式会社光陽精密の北、約 150m に位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 5 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 志村 金三 委員

こちらの借受人は息子さんですか。

○ 事務局

息子さんです。

○ 議長（会長）

他に質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 5 委員会の 1 件について採決いたします。第 5 委員会の 1 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

ここで 宮下 師貴 君の復席を求めます。

暫時休憩いたします。（宮下 師貴 委員 復席）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 3 号の農地法第 5 条許可申請の 12 件は、原案のとおり許可することに決定

いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、1件で、筆数は1筆、面積は2,109 m²で、再設定の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

以上で、令和5年10月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 羽田 善行 委員

先程、梶原君が言った件で事務局にお願いですけれど、資材置場として農転して、2年くらいで分譲地になってしまっている案件が3件くらいあったんですね。また、あるかもしれないので、事務局の方でも慎重に取り扱ってもらうようにお願いします。今のところ小明見ばかりですが、他所にもいくかもしれないのでお願いします。

○ 小野 利壹 委員

4条、5条で農転してしまえば、農地ではなくなるので難しいですね。建築確認はどうかな。

○ 事務局

資材置場とする場合、建築確認は不要ですし、農地転用の場合も当初は目的通りの転用をしていますので、違反転用にはなりませんので、農地法には違反しないですね。要件を具備している形で申請がなされれば受理しないわけにはいかないです。

○ 議長（会長）

そのような事案と思しきものがあれば、県とよく相談して対応してください。
他には何かありませんか。
事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局

今月ありました農業まつりにつきましては、おかげさまを持ちまして大変盛況で、お天気も悪かったんですが入場者も2,800人ほどでした。どうもありがとうございました。

前回の総会でお話が出ました鳥獣害の勉強会ですが、先日、以前講師をしてくださいました藏岡先生と話をしたところ、来月11月が都合がよいということです。来月の定例総会の後1時間くらい講義をしてもらう予定です。来月の総会は28日の火曜日になります。

来月16日に農政推進大会が甲府市総合市民会館で行われます。バスを用意しましたので、10時に消防署跡地に集合してください。

視察研修ですが、愛知県の新城市に決定しました。この後、会長と会長職務代理それから各委員長は打ち合わせをします。残っていただきますようお願いいたします。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後3時24分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年10月30日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 権正 常夫

委 員 羽田 善行